

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に!



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!



5/1よりマイナンバーカードが 保険証として利用可能になります

マイナンバーカードの健康保険証利用により、初めての医療機関や薬局でも、過去の診療・薬剤情報に基づいた診察が可能となります。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、従来通り健康保険証を利用可能です。

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算について】

- 当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

